

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第1区分
【発行日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【公開番号】特開2021-36550(P2021-36550A)
【公開日】令和3年3月4日(2021.3.4)
【年通号数】公開・登録公報2021-012
【出願番号】特願2020-202521(P2020-202521)
【国際特許分類】

H 0 1 M 10/04 (2006.01)

H 0 1 M 10/0585 (2010.01)

【F I】

H 0 1 M 10/04 Z

H 0 1 M 10/0585

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月6日(2021.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正極集電体と、外周が閉曲線状の正極活物質層と、を有する正極と、
負極集電体と、外周が閉曲線状であり、かつ前記正極活物質層の幅より大きい幅を有す
る負極活物質層と、を有する負極と、
前記正極活物質層と前記負極活物質層の間に位置するセパレータと、
前記正極、前記負極、及び前記セパレータを囲む熱圧着領域を有し、かつ前記熱圧着領
域の内周が閉曲線状である、可撓性を有する外装体と、を有する蓄電装置。

【請求項2】

請求項1において、
前記正極集電体と電氣的に接続され、かつ前記熱圧着領域において、第1の封止層を介
して前記外装体に挟まれる領域を有する、正極リードと、
前記負極集電体と電氣的に接続され、かつ前記熱圧着領域において、第2の封止層を介
して前記外装体に挟まれる領域を有する、負極リードと、を有する蓄電装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、
前記負極集電体の幅は、前記負極活物質層の幅より大きく、
前記負極活物質層の幅は、前記セパレータの幅より大きく、
前記セパレータの幅は、前記正極活物質層の幅より大きく、
前記正極活物質層の幅は、前記正極集電体の幅より大きい蓄電装置。

【請求項4】

第1の正極集電体と、外周が閉曲線状の第1の正極活物質層と、を有する第1の正極と
、
第1の負極集電体と、外周が閉曲線状であり、かつ前記第1の正極活物質層の幅より大
きい幅を有する第1の負極活物質層と、を有する第1の負極と、
前記第1の正極活物質層と前記第1の負極活物質層の間に位置する第1のセパレータと
、
第2の正極集電体と、外周が閉曲線状の第2の正極活物質層と、を有する第2の正極と

前記第1の負極集電体と接する第2の負極集電体と、外周が閉曲線状であり、かつ前記第2の正極活物質層の幅より大きい幅を有する第2の負極活物質層と、を有する第2の負極と、

前記第2の正極活物質層と前記第2の負極活物質層の間に位置する第2のセパレータと

前記第1及び前記第2の正極、前記第1及び前記第2の負極、及び前記第1及び前記第2のセパレータを囲む熱圧着領域を有し、かつ前記熱圧着領域の内周が閉曲線状である、可撓性を有する外装体と、を有する蓄電装置。

【請求項5】

請求項4において、

前記第1及び前記第2の正極集電体と電氣的に接続され、かつ前記熱圧着領域において、第1の封止層を介して前記外装体に挟まれる領域を有する、正極リードと、

前記第1及び前記第2の負極集電体と電氣的に接続され、かつ前記熱圧着領域において、第2の封止層を介して前記外装体に挟まれる領域を有する、負極リードと、を有する蓄電装置。

【請求項6】

請求項4又は請求項5において、

前記第1の負極集電体の幅は、前記第1の負極活物質層の幅より大きく、

前記第1の負極活物質層の幅は、前記第1のセパレータの幅より大きく、

前記第1のセパレータの幅は、前記第1の正極活物質層の幅より大きく、

前記第1の正極活物質層の幅は、前記第1の正極集電体の幅より大きく、

前記第2の負極集電体の幅は、前記第2の負極活物質層の幅より大きく、

前記第2の負極活物質層の幅は、前記第2のセパレータの幅より大きく、

前記第2のセパレータの幅は、前記第2の正極活物質層の幅より大きく、

前記第2の正極活物質層の幅は、前記第2の正極集電体の幅より大きい蓄電装置。

【請求項7】

請求項1乃至請求項6のいずれか一において、

前記外装体は、閉曲線状の凹部及び閉曲線状の凸部を有する蓄電装置。